

有効期間満了日 令和12年3月31日

熊搜一第111号

令和7年3月18日

事件現場医療派遣チーム（熊本IMAT）の運用について（通達）

見出しのことについては、下記のとおり運用するので誤りのないようにされたい。

記

1 運用開始年月日

令和7年4月1日

2 定義

- (1) 事件現場医療派遣チーム（以下「熊本IMAT」という。）とは、熊本県警察の要請により、傷病者が発生するおそれのある事件の発生現場又はその周辺（以下「発生現場等」という。）に出動し、傷病者が発生した場合に、当該傷病者が医療機関に緊急搬送されるまでの間、応急の治療を行う指定医療機関の医師、看護師、その他の医療従事者（以下「医師等」という。）により構成されるチームをいう。
- (2) 指定医療機関とは、熊本県警察との間に熊本IMATの運用に関する協定を締結した医療機関をいう。

3 出動要請対象事件

熊本IMATの出動を要請する対象事件（以下「出動要請対象事件」という。）は、次に掲げる事件とする。

- (1) 凶器を使用した人質立てこもり事件
- (2) 航空機、バス、船舶等の乗っ取り事件
- (3) その他突発的重要事件

4 出動要請

- (1) 3の事件を主管する部長及び当該部長が指定する者（以下「事件主管部長等」という。）は、出動要請対象事件の発生に際し、発生現場等における傷病者の応急の治療に備えるために必要があると認めた場合には、指定医療機関に対し、熊本IMATの出動要請を行うものとする。
- (2) 事件主管部長等は、出動要請を行う場合には、必要な情報を指定医療機関に提供するものとする。

5 連携

事件主管部長等は、熊本IMATが現場に到着した場合には、次のとおり相互に連携を図るものとする。

- (1) 医師等に対して、警察活動の状況に関する必要な情報を提供するとともに、必要な指示を行う。
- (2) 医師等から傷病者に対する措置について必要な助言を受ける。

6 報告等

- (1) 事件を主管する部長が指定した者が出動要請を行った場合には、速やかに事件を主管する部長に報告するものとする。
- (2) 事件主管部長等は、熊本ＩＭＡＴの運用状況を出動の都度、刑事部捜査第一課長に連絡するものとする。